

利用者の皆様へ

【施設設置者】筑紫野市教育委員会

【施設管理者】一般社団法人 筑紫野市体育協会

山家スポーツ公園野球場は令和3年4月より利用を再開します。

山家スポーツ公園野球場は、隣接する住宅への場外飛球のため、平成29年5月より施設の利用を中止いたしました。

この度、場外飛球対策として、天井ネットを設置することにより野球場周辺の安全を確保できると判断し、令和3年4月より野球場の利用を再開いたします。

しかし、野球場外（駐車場等）でノックやキャッチボールを行いますと、同様の事象が発生することとなり、再び、利用中止になるおそれがあります。

このことから、利用者の皆様には、以下の注意事項を熟読され、遵守いただきますようお願いいたします。

なお、招待チーム等についても同様に周知徹底を重ねてお願いいたします。

注意事項

1. 一塁側のフェンス付近や、フェンスに向かってのノックやバッティング練習をしないこと。
2. 野球場外（駐車場等）で、バットやボールを使用しないこと。
3. ホームベース及びバッターボックスは既定の位置以外に作らないこと。
4. 施設利用団体の責任者は、野球場から場外飛球を防止する万全の対策を講じること。
5. 万一、事故（場外飛球等）が発生した場合、施設管理者に必ず報告するとともに、その後の対応について協議を行うこと。
6. 施設利用団体の故意または過失により第三者等に損害を与えた場合その責任は施設利用団体の責任者が負うこと。
7. その他、施設管理者の指示に従うこと。

※遵守事項や施設管理者の指示に従わない場合、直ちに利用を中止し、今後の施設利用を一切認めません。

※本球場で硬式野球及び高校生以上の軟式野球は使用できません。